

令和元年度第5回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和元年8月9日(金) 開会 午後 2時55分
閉会 午後 4時10分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

| | | | | |
|-------|--------|-------|--------|--------|
| 堀内 徳之 | 笠 信一 | 中村 光明 | 久保田 喜一 | 大内 弘明 |
| 濱地 稔 | 蓑原 一也 | 柴田 清孝 | 笠 康雄 | 小賦 眞須美 |
| 城田 知子 | 北本 一孝 | 清水 源義 | 富永 豊 | 淀川 正之 |
| 高木 智代 | 明永 卯太郎 | 井手 鐵男 | | |

以上 18名

(2) 欠席委員

なし

以上 0名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

柴田 清孝 笠 康雄

6 書記氏名

水清田 俊介 鶴賀 雅代

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 宮本 義和 | 小林 信也 | 秦 英紀 | 池見 光政 | 進藤 弥須夫 |
| 曾根崎 満之 | 新飼 敬 | 大神 達雄 | 藤江 駿一 | 讚井 圭一 |
| 板倉 清人 | 樋口 重孝 | 馬場 雄治 | 真子 義行 | 平川 和孝 |
| 青柳 善満 | 牛尾 憲一 | 柴田 清治 | 明石 幸 | 薦田 圭助 |
| 池 秀昭 | 久保 篤美 | 徳重 茂 | 宗 和義 | 笠 文彦 |
| 富田 一夫 | 山方 秀雄 | | | |

9 事務局出席者

| | | | | |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 藤尾 浩 | 清松 健二 | 宮原 信彦 | 行 真樹 | 平山 浩喜 |
| 樗木 五郎 | 古島 美保 | 中村 佳代 | | |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>ただいまより、令和元年度第5回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中18名が出席されており、定足数の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が15件、報告事項が6件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「柴田 清孝委員」と「笠 康雄委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p> |
| 議 長 | <p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 西部出張所長 | <p>議案第1号について、許可にあたっては状況確認する必要があり、今回の審議議案より取り下げさせていただきたいと思います。</p> |
| 農地調整係長 | <p>(議案第2号～第5号について、資料により説明)</p> |
| 西部出張所長 | <p>(議案第6号について、資料により説明)</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」に係る議案第2号から議案第6号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>議案第2号から第4号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p> |
| 推 進 委 員 | <p>議案第2号は、親子間の贈与になります。現在は、水稻・野菜・花木等の耕作をされています。今まで通り、地区の農地の水利調整にも参加されることを確認しています。隣接農地への被害防除につきましても確認をいたしました。特に問題ないと思います。</p> <p>続きまして議案第3号も、親子間の贈与となります。今後、野菜の耕作をされるということでございます。地域との調和要件に適合しており、問題はないと考えております。</p> <p>続きまして議案第4号も、親子間の贈与となります。現状は、耕作可能な</p> |

| | |
|--------|---|
| | 農地に改善されました。今後は、果樹園としてブルーベリー・ミカン等の耕作を計画されております。また、地区の水利調整にも参加されることを確認しました。 |
| 議長 | 議案第5号について、担当区域の推進委員をお願いします。 |
| 推進委員 | 事務局から説明があったとおりでございます。住宅の隣に農地があったということで、管理は譲受人がしていたものです。周囲に農地はありませんので、地域との調和要件も問題ないと思います。 |
| 議長 | 議案第6号について、担当区域の推進委員をお願いします。 |
| 推進委員 | 8月5日に現地確認をしております。譲受人は糸島市で2haほど水稻を作付しており、取得地でも今まで通り水稻を作付けすることを計画しています。地域との調和要件に適合しており、特に問題ないと判断しております。 |
| 議長 | 事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。 |
| 推進委員 | 議案第6号について、譲渡人が本日亡くなられたという連絡が入りました。この場合、相続人の方が申請するということになるのでしょうか。 |
| 西部出張所長 | 譲渡人が亡くなった場合は、相続人に土地の権利が移り、申請については有効なものとして取り扱って構わないということになります。 ただし、登記につきましては、相続登記を行った後に本件3条許可書を添付し、所有権移転登記を行うという手順を踏む必要はあります。 ちなみに、譲受人が亡くなった場合は、有効にならないと思います。登記上、亡くなった人に所有権移転はできませんし、農地法の上でも、許可申請にあたり審査を受けた対象者が亡くなっているため、無効となるものと思います。 |
| 推進委員 | 相続人がいない場合はどうなるのでしょうか。 |
| 西部出張所長 | 相続人がいないということになると、売買契約自体が成立しませんので、許可申請の取消しをしていただくことになります。 亡くなる亡くならないに関わらず、売買をしないということになった場合は、許可申請の取消しをしていただくことになります。 |

| | |
|--|---|
| 農 業 委 員 | <p>本人死亡の場合においても審議ができるという立場をとっているようですが、申請を受け付けた時点で判断し、民法上は差し障りなく流れていくということによろしいですか。</p> |
| 西部出張所長 | <p>調べた結果、そういうことになっています。</p> |
| 議 長 | <p>他にご意見はありませんか。 ご質問やご意見がないようですので、議案第2号から第6号までを一括して採決を行います。 議案第2号から第6号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> |
| | <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第2号から第6号は原案どおりで可決しました。</p> |
| <p>議題第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 農地調整係長 | <p>(議案第7号について、資料により説明)</p> |
| 西部出張所長 | <p>(議案第8号～第9号について、資料により説明)</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明がありました「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。 議案第7号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p> |
| 推 進 委 員 | <p>8月4日に現地調査をいたしました。転用目的は農業用倉庫の建設です。今まで使っていた倉庫の使い勝手が悪いということで、こちらに新たに建設するものとのことでした。転用に伴う排水処理については、地元の水利組合の承諾書等で確認しております。隣接農地との被害防除関係についても、特に問題ないと考えています。</p> |
| 議 長 | <p>議案第8号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p> |

| | |
|--|---|
| 推 進 委 員 | 貸駐車場への転用ということで、事務局からの説明のとおりです。周囲の農地には影響ないと思いますので、転用可能と思います。 |
| 議 長 | 議案第9号について、担当区域の推進委員お願いします。 |
| 推 進 委 員 | 申請者の農地の一部になっております。両方は大きな道になっており、周りに影響を与えることはないと思われるため、問題ないと思います。 |
| 議 長 | 事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし) |
| 議 長 | それでは、議案第7号から第9号までを一括して採決を行います。 議案第7号から第9号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| 議 長 | 全員賛成ですので、議案第7号から第9号は原案どおりで可決しました。 |
| 議題第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について | |
| 議 長 | 次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 西 部 出 張 所 長 | (議案第10号について、資料により説明) |
| 議 長 | ただ今、事務局より説明がありました「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。 議案第10号について、担当区域の推進委員お願いします。 |
| 推 進 委 員 | 8月7日に現地を確認しました。現地は、蔦が茂り、耕作放棄地になりつつある土地でした。この周辺全て資材置き場になっておりまして、申請地のみが残っている状況でした。申請地のすぐ下には3畝ほど水田があり、本来なら申請地越しに水がいくところ、それができないような状況にもなっていました。その水田の所有者に聞いたところ、下の水路からポンプアップして水を引いており、3畝程度ならそれで対応できているとのことでした。 |

| | |
|---|---|
| | <p>申請地の転用についても大丈夫かと確認したところ、特に問題ないとのことでした。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、議案第10号について採決を行います。 議案第10号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>全員賛成ですので、議案第10号は原案どおりで可決しました。</p> |
| <p>議題第4号 「非農地証明の発行」について</p> | |
| <p>議 長</p> | <p>次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>西部出張所長</p> | <p>(議案第11号～第14号について、資料により説明)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今、事務局より説明がありました議案第11号から第14号について、現地調査をされた推進委員の方に意見をお伺いします。 議案第11号及び第12号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p> |
| <p>推 進 委 員</p> | <p>議案第11号について、8月2日に現地調査を行いました。大きな杉の木が生えていたり、竹林化も進んでいるので、非農地証明やむなしと思います。 次に、議案第12号については、昭和30年ごろに建てられた家屋とのことでした。非農地証明やむなしと思います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第13号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p> |
| <p>推 進 委 員</p> | <p>隣接地の工場の方と話をしてきました。その方がまだ小さい頃から既に直線の形で構造物が作られていたとのことでした。先ほどの4条許可申請に伴う測量において初めて発覚したとのことでした。非農地証明はやむなしと思います。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 議案第14号について、担当区域の推進委員お願いします。 |
| 推 | 進 | 先月の総会において、違反転用事案是正報告として挙げていた農地でございます。先月ご説明した通り、違反転用であろうとされたところについては是正措置が取られ、残る部分は竹林化しているということで、非農地証明が出ているものです。 |
| 議 | 長 | 事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請について、ご質問ご意見はありませんか。 (意見・質問なし) |
| 議 | 長 | それでは、議案第11号から第14号について採決を行います。 議案第11号第14号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| 議 | 長 | 全員賛成ですので、議案第11号から第14号は原案どおりで可決しました。 |
| 議題第5号 「福岡市農用地利用集積計画」について | | |
| 議 | 長 | 次に、議題第5号「福岡市農用地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 農 | 地 | (資料により説明) |
| 議 | 長 | 事務局からの説明について、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし) |
| 議 | 長 | それでは議案第15号について、採決を行います。 議案第15号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手) |

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>全員賛成ですので、議案第15号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に、報告事項の報告第1号から第4号につきましては、書面による報告とし、説明は省略いたしますが、何か、ご質問はありませんか。</p> |
| 農地調整係長 | <p>報告第3号の1番について報告します。去る5月16日の、2019年度第2回総会にて、農地法第18条第1項の規定による許可申請をご審議いただきました土地でございます。総会で許可相当の意見を付け、福岡市長に送付したのち、6月27日付で福岡市長が許可をしました。その結果、借り人側に動きがあり、7月16日付で合意解約の通知があったものであります。</p> |
| 議 長 | <p>他にご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p style="text-align: center;">案件2 農政に係る事項 報告第5号 「令和元年度福岡市の農業施策に関する意見書」について</p> |
| 議 長 | <p>それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第5号の「令和元年度福岡市の農業施策に関する意見書（中間報告）」について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 長 | <p>(資料について説明)</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> |
| 推進委員 | <p>7番の農作業の障がい者支援策の所ですが、障がい者を受け入れたら、最低限度の監視者が必要になってくるかと思えますし、休憩も時間どおりに取らないといけないし、トイレ設備についてもちゃんとした所を用意する必要があり、かなりリスクが多くなると思えます。そういう所で障がい者の自立支援がなかなか難しくなっているのですが、そこについて事務局はどのようにお考えでしょうか。</p> |
| 事務局 長 | <p>こちらは去年項目としても挙がっておりまして、保健福祉局等と連携し推進するという事で回答がっております。自立支援策という形で、どの程度の障がいをお持ちかにもよりますが、実際に受け入れた場合に、受け入れる側にどのような対応が必要かを確認しながらしていきたいと思えます。</p> |

| | | 報告第6号 「福岡市農業委員・農地利用最適化推進委員の募集」について |
|-----|---|---|
| 議 | 長 | 次に、報告第6号の「福岡市農業委員・農地利用最適化推進委員の募集」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 総務係 | 長 | (資料について説明) |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (質問・意見なし) |
| 議 | 長 | その他、ご意見・ご質問はありませんか。 (質問・意見なし) |
| 議 | 長 | これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。 それでは、これで、令和元年度第5回福岡市農業委員会総会を閉会します。なお、次回の総会は、9月10日火曜日福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。 |